

令和5年度 県営住宅補欠入居申込案内書

＜令和6年2月期＞

県営住宅の補欠（空き家待ち）入居の申込受付を行います。

今回の募集は、既設団地に空き家が生じた場合の補充入居予定者及びその案内順位をあらかじめ決定しておくものです。したがって、直ちに入居できるものではないことをご承知願います。申込みには資格の制限がありますので、この案内書をよくお読みになったうえで申込んでください。

なお、資格の審査は、申込受付時は申込書と自己チェックリスト等により仮審査を行い、入居できる順番がきた時には収入を証明する書類などを提出してもらって本審査を行う2段階審査方式となります。

このため、申込時点では入居資格を満たしていてもその後の家族の異動や収入増加等により資格がなくなり入居できない場合がありますので、ご注意ください。

案内順位の抽選結果は、後日通知します。

■ 募集住宅一覧表

番号	団地名	所在地	戸数	エレベーター	駐車場
①	唐子	今治市唐子台西3丁目	260戸		
②	今治西	〃 湊町1丁目	30戸	有	整備済
③	近見西	〃 近見町4丁目	60戸		整備済
④	今治東	〃 東鳥生町4丁目	36戸		整備済
⑤	松木	〃 松木6番地	36戸		整備済
⑥	桜井	〃 桜井団地5丁目	54戸	有	整備済

■ 申込受付

- ◆受付期間：令和6年2月1日（木）～2月9日（金）（土・日曜は除く）
- ◆受付時間：8時30分～12時まで、13時～17時まで
- ◆受付場所：愛媛県東予地方局今治支局4階 今治土木事務所管理課 県営住宅窓口
※郵送による申込みも可（2月9日（金）の消印まで有効）

■ 抽選

- ◆日時：令和6年3月5日（火）13時30分（開場13時～）
- ◆場所：愛媛県東予地方局今治支局 4階大会議室
- ◆方法：県職員による公開抽選です。申込者本人による抽選は行いませんが、希望者は立ち会うことができます。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から抽選会の公開をやむなく中止する場合があります。

問い合わせ先

愛媛県東予地方局 今治土木事務所
管理課 県営住宅窓口（庁舎4階）
〒794-8502 今治市旭町1丁目4-9
TEL (0898) 23-2500（内線265）



愛媛県イメージアップキャラクター

みきやん

目 次

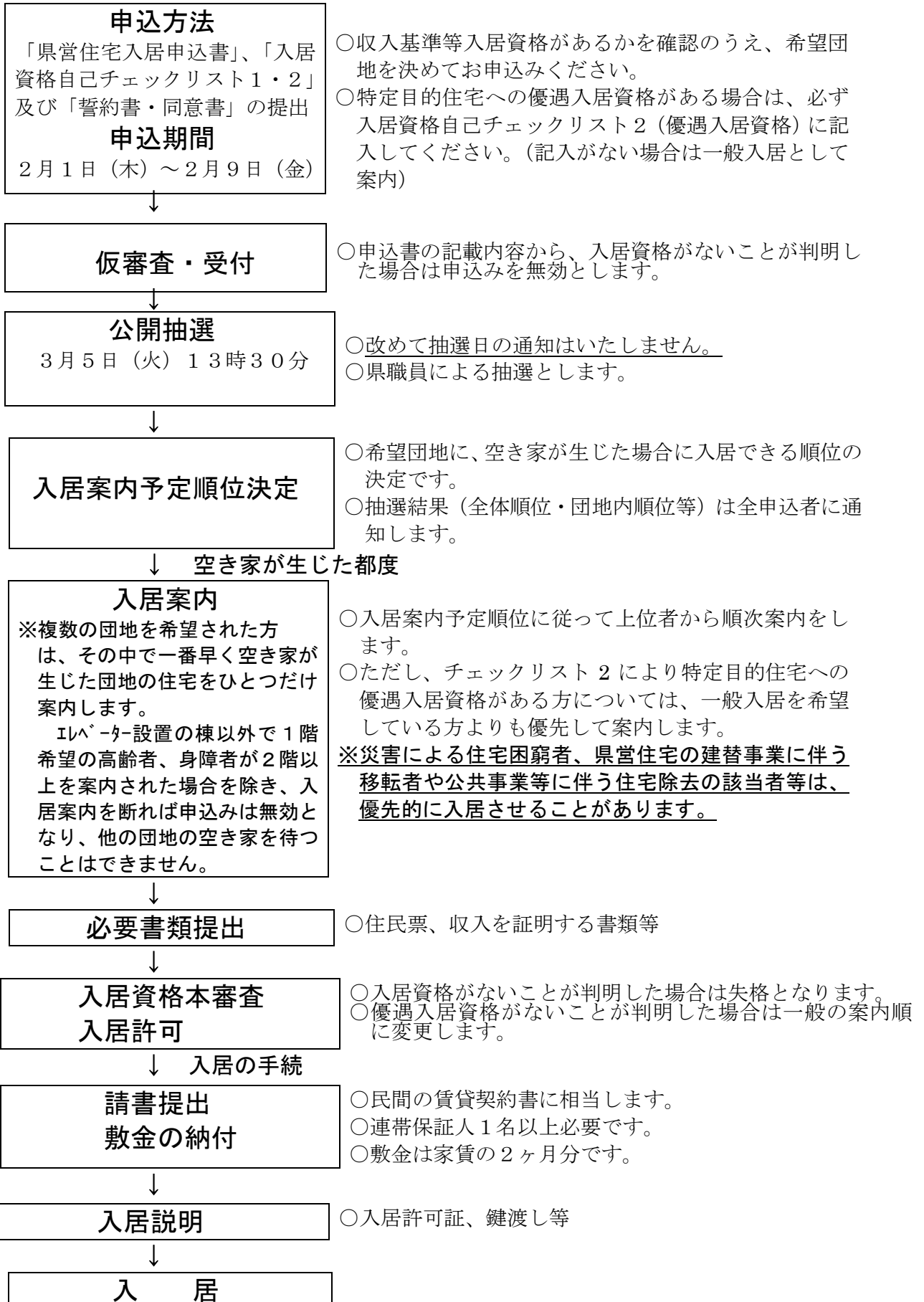
	ページ
○ 募集住宅一覧表・申込受付・抽選	1
1 申込みから入居まで	3
2 入居申込資格	4
3 入居資格収入基準	5
4 優遇入居及び単身者の入居について	6
・ 優遇入居世帯	
・ 単身者の入居申込みができない住宅	
5 入居案内とその後の手続きなど	7
・ 入居案内	
・ 資格審査用書類の提出	
・ 入居資格本審査による失格等について	
・ 入居手続	
・ 入居後の注意事項（概要）	
○ 住宅一覧	9
○ 住宅位置図	10
○ 入居申込書記載例	11
○ 入居資格を満たさない（入居できない）事例集	12



1 申込みから入居まで

申込みから実際の入居までは次の手順で行います。

今回の申込みによる抽選順位の有効期限は、**来年度の抽選日の前日まで**です。



2 入居申込資格

次の（１）～（４）のすべてに該当していることが必要です。

（１）現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

ただし、次に該当する方は単身者でも申込みできます。

- ア. 60歳以上の方
- イ. 心身障害者の方
(身体障害者福祉法に基づく身体障害者1級～4級、
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者1級～
3級、知的障害者福祉法に基づく知的障害者(療育手帳の交付を受け
得る程度))
- ウ. 生活保護法に規定する被保護者
- エ. 戦傷病者手帳の交付を受けている方
- オ. 原子爆弾被爆者の方
- カ. 海外引揚者(引き揚げた日から5年未満の者)
- キ. ハンセン病療養所入所者等
- ク. DV被害者(配偶者又は婚姻に類する関係にある相手方からの暴力被害者)

- 注1) 親族には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者(申込みから3か月以内に結婚するもの)を含む。
- 注2) 家族を不自然に分割して申込みことはできません。
(独身者と他に扶養義務者のある祖父母との同居など)
- 注3) 単身者のうち、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方は入居できません。(該当するおそれのある方は申込時に別途相談させていただきます。)

（２）現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

注) 持ち家のある方や公営住宅(県営住宅、市町村営住宅)に住んでいる方は、原則として申込資格はありません。ただし、特別な事情のある方は別途相談させていただきます。

（３）入居申込者及び同居しようとする親族の収入(公営住宅法施行令に基づく収入)が収入基準に適合すること。

(「3. 入居資格収入基準」をご覧ください)

（４）入居申込者及び同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

■桜井団地の車椅子用住宅(特定目的住宅A)について

特定目的住宅Aとは特定の世帯しか入居できない特別な設備を有する住宅であり、今治土木事務所管内には桜井団地の車椅子用住宅が1戸だけあります。

車椅子用住宅の申込みは、次のいずれかに該当する方が対象です。

- ①両下肢、体幹、もしくは移動機能等の障害の程度が4級以上で、現に車椅子を使用する必要がある方を含む世帯
- ②身体の機能の障害を重複して有し、現に車椅子の使用が必要な方を含む世帯

なお、特定目的住宅には通常の設備を有する住宅においても、優遇入居世帯が優先的に入居できる住宅として設定している特定目的住宅Bがあります。詳しくは「4 優遇入居及び単身者の入居について」をご覧ください。

3 入居資格収入基準

■収入基準

入居申込者及び同居しようとする親族全員の1年間の総所得金額を合算して計算した世帯の月収額（月所得額）が次表の収入基準に適合する場合に申込みできます。

【収入基準】

一般世帯の場合	所得 158,000円/月 以下
裁量世帯（高齢者・子育て・障害者等）の場合	所得 214,000円/月 以下

注1) 裁量世帯とは次の世帯です。

- ① 入居申込者が60歳以上で、かつ同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の世帯
- ②同居者に小学校就学前の子供がいる世帯
- ③心身障害者の方がいる世帯
 - ア 身体障害者福祉法に基づく身体障害者1級から4級
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者1、2級
 - ウ 知的障害者福祉法に基づく知的障害者重度、中度
- ④その他 入居者又は同居者に、戦傷病者手帳の交付を受けている方や原爆被爆者の方、海外からの引揚者で引き揚げから5年を経過していない方又はハンセン病療養所入所者等がいる場合

注2) 「退職予定による収入減見込み」では認められません。

注3) 月所得額の計算は基本的に次式により行います。

$$\frac{\text{本人の年間所得金額} + \text{同居親族の年間所得金額} - \text{控除額合計}}{12} = \text{月所得額}$$

「収入」ではなく「所得」にて計算し、失業給付金、生活保護法による扶助費、非課税の恩給及び年金等は、所得とみなされません。

控除の種類と控除額（詳細は係員にお尋ねください）

控除の種類	控除額 (円/人)	備 考
同居・扶養親族控除	38万円	申込者を除く同居親族若しくは扶養親族1人につき
老人扶養控除	10万円	70歳以上の老人の扶養
特定扶養親族控除	25万円	16歳以上23歳未満の親族の扶養
寡婦控除	27万円※	所得税法上の寡婦の方
ひとり親控除	35万円※	所得税法上のひとり親の方
障害者（特別）	40万円	身体障害者1、2級、精神障害者1級 知的障害者重度（療育手帳A）
障害者（一般）	27万円	上記を除く障害者
振替基礎控除	10万円※	給与所得または公的年金所得に係る雑所得がある方

※その人の所得から控除（寡婦控除は所得が27万円未満、ひとり親控除は所得が35万円未満及び振替基礎控除は所得が10万円未満の時はその額）

4 優遇入居及び単身者の入居について

県営住宅では、いわゆる住宅弱者といわれる老人世帯等を優遇入居世帯として、一般世帯より入居できやすくなるよう配慮しています。空き家が発生した場合に、全体での団地内入居順位にかかわらず優遇入居世帯だけの順位により入居案内する住宅が特定目的住宅Bです。

また、近年建設された住宅は世帯構成に応じて住宅の広さを調整した型別供給を実施しているため、単身者が申込みできない住宅があります。

■優遇入居世帯

(1) 次の世帯を優遇入居の対象としています。

老人世帯	60歳以上の老人のいる世帯
母子世帯又は父子世帯	母子又は父子家庭の世帯
多子世帯	18歳未満の子供が3人以上いる世帯
大家族世帯	入居者が5人以上の世帯（年齢は問わない）
心身障害者世帯	次の心身障害者がいる世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉法に基づく身体障害者（1級から4級） ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者（1、2級） ・知的障害者福祉法に基づく知的障害者（重度、中度）
ハンセン病療養所入所者等世帯	ハンセン病療養所入所者等のいる世帯
DV被害者世帯	DV被害者世帯（配偶者又は婚姻に類する関係にある相手方からの暴力被害者）
災害被災者世帯	災害による全壊、半壊、床上浸水以上の水害被害に伴う取り壊し又は継続居住が危険な状態となるなどしてその住宅に住めなくなった世帯 （上記の被災に伴い仮住宅に居住しており、自宅がない又は自宅の再建や修復が困難で自宅に住めない世帯を含む）
犯罪被害者等世帯	次の犯罪被害に該当する世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪により主たる収入者が亡くなった ・犯罪により住宅が著しく損壊し、居住し続けることが困難 ・現在居住している住宅で重要犯罪（殺人、強盗、放火、強姦、略取・誘拐、強制わいせつ）が行われた ・ストーカー行為等により現在居住している住宅に居住することができなくなった

(2) 優遇方法

① 老人世帯（1階希望有り） ハンセン病療養所入所者等世帯（1階希望有り） 下肢障害等身体障害者世帯 （下肢障害など2階以上で生活することが困難と認められる方のいる世帯）	・1階住宅を優先（全団地） 1階住宅があき家の場合に該当世帯中の順位により入居案内 （②も同じ考え方） （注）全体順位に基づく1階以外の入居案内が先にあつた場合は辞退可能
② 老人世帯（1階希望無し） ハンセン病療養所入所者等世帯（1階希望無し） 心身障害者世帯、母子世帯、父子世帯、多子世帯、大家族世帯、DV被害者世帯 災害被災者世帯、犯罪被害者等世帯	・2階住宅を優先 （3階建住宅の今治東、松木団地を除く） 今治東、松木団地については、①と同じ扱いで1階住宅を優先

■単身者の入居申込みができない住宅

特定の団地では、住宅の広さに応じ入居案内を実施します。そのため、以下のとおり、単身者が入居できない住宅があります。

団地名	対象階及び間取り
今治東団地	2階以上の3DK
松木団地	3DK・2LDK（各階）
桜井団地	3LDK（各階）

5 入居案内とその後の手続きなど

■ 入居案内

抽選順位（優先入居順位を含む）により、申込み条件に合致した空き住宅が発生した場合、指定連絡先に電話等で入居案内を行います。

なお、住所、電話番号に変更があった場合は、今治土木事務所管理課まで連絡願います。連絡がとれない場合は、辞退したものとみなしますので注意願います。

- (1) 特定目的住宅が空けば対象となる優遇世帯内での順位に基づき案内し、その他の住宅が空けば全体順位により案内します。

ただし、申込時に優遇入居世帯として申請していない場合は、入居資格本審査時に状況が変化し、優遇入居世帯に該当しても、一般入居世帯として扱います。

逆に、申込時に優遇入居世帯として申請しており、入居資格本審査時点で優遇入居資格を満たしていないことが判明した場合も、一般入居世帯として扱います。

- (2) 複数の団地を希望された方は、その中で一番早く空家が生じた団地の住宅をひとつだけ案内します。

1階希望の高齢者、身障者がエレベーター設置の棟以外の2階以上を案内された場合を除き、入居案内を断れば申込みは無効となり、他の団地の空き家を待つことはできません。

■ 資格審査用書類の提出

入居資格の本審査を行うため、必要に応じ次の書類を提出してもらいます。

- ① 現住所略図（住宅地図のコピー貼付けで可）
- ② 申込家族及び別居の扶養親族の世帯全員の住民票（続柄の記入されているもの）
- ③ 市町村長の発行する最新の市民税・県民税課税証明書
※専業主婦、学生など無職の方を含む16歳以上の方全員
- ④ 現在の仕事の状況に応じた案内時点での収入を証明する書類

区 分	必 要 書 類
給与所得者	○勤務先発行の最新の源泉徴収票 ※源泉徴収票が発行されない場合は勤務先発行の給与支払証明書 ○雇用証明書（就職期間1ヶ月未満の時）（用紙は県営住宅窓口）
事業所得者（自営）	○自己申告の収入証明書（用紙は県営住宅窓口） ※後日、確定申告後に申告書控え写の提出を求める場合があります。
年金受給者	○源泉徴収票（はがき） 又は、年金支払通知書（はがき）など現在の年金額の分かるもの
無職の場合 （専業主婦なども含まれます）	○無職・無収入申告書（用紙は県営住宅窓口） 県が指示する一定の時期以降に無職になった場合は、職安発行の離職票写又は元勤務先からの退職証明書

⑤該当者のみ必要な書類（（優遇）入居資格等を証明する書類）

該 当 世 帯 等	必 要 な 書 類 等
同居予定者が婚約者	婚約証明書（用紙は県営住宅窓口）
単身入居	自活状況申立書（用紙は県営住宅窓口）
生活保護世帯	生活保護受給証明書
母子世帯又は父子世帯	母子(父子)家庭医療費受給者証（持参）又は児童扶養手当受給証明書
身体障害者（1～6級）	身体障害者手帳（持参）
精神障害者（1～3級）	精神障害者保健福祉手帳（持参）
知的障害者（重度、中度）	療育手帳（持参）
ハンセン病療養所入所者	国立ハンセン病療養所等の長の証明書
DV 被害者世帯	裁判中の保護命令中であることがわかる書面又は配偶者等からの暴力被害証明書 離婚意思申立書(離婚が成立していないが事実上婚姻関係が解消されている場合)
災害被災者	罹災証明書
犯罪被害者等世帯	被害状況等申告書、同意書

- その他、申込家族の状況等によっては、上記以外にも別途書類が必要になる場合があります。

■入居資格本審査による失格等について

入居資格の本審査により、申込時点のチェックリストに誤りがあり、入居資格がないことが判明した場合は失格となります。また、申込時点では資格があった世帯がその後の時間経過により年齢、家族構成の変化や収入増などにより入居資格を満たさなくなった場合は入居できませんので、あらかじめご了解願います。

※ P.12の「入居資格を満たさない（入居できない）事例集」参照

また、同様に申込時点では優遇世帯に該当していたが、本審査時点で該当しない場合は、一般世帯としての入居案内を待つていただくこととなりますので、あらかじめご了解願います。

なお、審査における年齢についても、本審査時点を基準とします。

■入居手続

- ①連帯保証人1名以上の連署する請書（契約書に相当）の提出
- ②敷金(家賃2ヶ月分)の納付

※連帯保証人の資格は、次のとおりです。

県内に居住して独立の生計を営み、かつ、入居の許可を受けた者と同程度以上の収入を有する者。

■入居後の注意事項（概要）

- (1) 犬・猫などの動物は飼育しないでください。
- (2) 各団地には自治会があり、入居者間の親睦を図ったり、広報等を行うとともに共用電気代などの共益費の管理もしていますので必ず入会をしてください。
- (3) 駐車場は、一部の団地を除き整備済(有料)で、自動車保管場所管理組合（入居者で構成）が一括管理していますので、各団地の組合に申込みをしてから利用してください。（住宅一覧参照）
- (4) 家賃は収入に応じて毎年変動します。収入基準を超えた方は、住宅明渡しの努力義務が生じ、民間並みの家賃を払って頂きます。
- (5) 不正入居者、家賃滞納者、高額所得者等は住宅を明渡して頂きます。

県営住宅補欠入居募集住宅一覧

番号	団地名	所在地 (今治市)	小学校 校区	建設 年度	棟 番号	階数	間取り	間取り 内 訳	床面積 (㎡)	5年度家賃 (一般入居者)	戸数	団地 計	年間 入居 実績	団地 計	駐 車 場	風 呂	給 湯	優 遇 入 居	単 身 入 居	備 考	
①	唐 子	唐子台西3丁目3番地	国 分	S 48	1・2	5階建	3DK	6・6・3・DK	44.5	9,500～14,100	60	260	1	3	△	△		①	○		
				S 49	5	5階建	3DK	6・6・3・DK	44.6	9,600～14,400	30		1								
							4DK	6・6・3・3・DK	57.4	12,400～18,500	10		0								
				S 50	4	5階建	3DK	6・6・4.5・DK	50.1	11,000～16,400	40		0								
				S 51	3	5階建	3DK	6・6・4.5・DK	53.8	12,000～17,900	30		0								
				S 52	8	5階建	3DK	6・6・4.5・DK	53.8	12,200～18,200	30		0								
				S 53	7	5階建	3DK	6・6・4.5・DK	53.8	12,400～18,600	30		1								
S 54	6	5階建	3DK	6・6・4.5・DK	53.8	12,600～18,900	30	0													
②	今治西	湊町1丁目3番27号	近 見	S 57	1	5階建	3DK	6・6・4.5・DK	60.8	16,500～24,600	30	30	2	2	○	○			○	エレベーター付き	
③	近見西	近見町4丁目3番60号	近 見	S 60	1	5階建	3DK	6・6・4.5・DK	58.7	15,800～23,500	20	60	0	0	○	○		①	○		
				S 62	2・3		3DK	6・6・4.5・DK	58.7	16,200～24,200	40		0								
④	今治東	東鳥生町4丁目4番67号	吹 揚	H 6	1・2	3階建	3DK	6・6・6・DK	67.9	20,700～30,900	36	36	0	0	○	○	○	②	△		
⑤	松 木	松木6番地3	富 田	H 10	1・2	3階建	2DK	6・6・DK	54.9	17,400～26,000	4	36	0	2	○	○	○		②	○	
							2DK	6・6・DK	58.9	18,700～27,900	4		0								
							2LDK	6・6・LDK	65.4	20,800～30,900	8		1								
							3DK	6・6・6・DK	70.9	22,500～33,500	20		1								
⑥	桜 井	桜井団地5丁目2番地1	桜 井	H 12	1・2 (1棟)	6階建	2DK	6・6・DK	55.4	18,300～27,200	18	54	0	1	○	○	○			○	エレベーター付き
							3LDK	6・6・5・LDK	71.2	23,500～35,000	35		1								
							2LDK	6・7.8・LDK	71.2	23,500～35,000	1		0								
計		6団地										476	8	8							

注1 「家賃」欄は、一般入居者（高齢者・身障者等以外）の本来家賃の最低額と最高額を示す。（減免世帯はこの最低額からさらに減額）家賃は収入により毎年変動します。

注2 「年間入居実績」欄は、過去1年間（令和5年1月1日～令和5年12月31日）の実績です。

注3 「駐車場」欄の○は戸数分の駐車場整備済、△は未整備（車庫証明はできません。）

駐車場を利用される方は団地で設立している駐車場管理組合にその申込みをしていただくこととなります。□

注4 「風呂」欄の○は風呂あり、△は浴室はありますが浴槽、風呂釜（ガス）は各自の持込みです。（前の入居者から譲受可能な場合もあります。）

注5 「給湯」欄の○は、風呂、台所、洗面所の3箇所に給湯設備があります。

注6 「優遇入居」欄は老人世帯等の優遇入居に関して、優先する対象住宅を示す。①：1階及び2階、②：1階住宅のみ

注7 「単身入居」欄は単身の方が入居可能な住宅を示す。○は入居可能、△は1階のみ入居可能

注8 上記団地は、全棟、耐震性を有しています。

☛ 給与所得控除額の速算表

給与収入金額	給与所得控除額	『給与収入金額』 『給与所得控除額』 『給与所得』
162.5万円以下	65万円(※)	
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40%	
180万円超 360万円以下	収入金額×30%+18万円	
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+54万円	
660万円超1,000万円以下	収入金額×10%+120万円	
1,000万円超	収入金額×5%+170万円	

※. たとえば、給与収入金額(税込み)が550万円の給与所得控除額は

$$\Rightarrow 550万円 \times 20\% + 54万円 = 164万円$$

なお、給与収入金額が65万円以下の場合には、給与所得控除額(※)は、収入金額と同額となる。

☛ 主な収入金額別・給与所得目安表

収入金額	給与所得	控除割合	収入金額	給与所得	控除割合
400万円	266万円	33.5%	800万円	600万円	25.0%
420万円	282万円	32.9%	820万円	618万円	24.6%
440万円	298万円	32.3%	840万円	636万円	24.3%
460万円	314万円	31.7%	860万円	654万円	24.0%
480万円	330万円	31.3%	880万円	672万円	23.6%
500万円	346万円	30.8%	900万円	690万円	23.3%
520万円	362万円	30.4%	920万円	708万円	23.0%
540万円	378万円	30.0%	940万円	726万円	22.8%
560万円	394万円	29.6%	960万円	744万円	22.5%
580万円	410万円	29.3%	980万円	762万円	22.2%
600万円	426万円	29.0%	1000万円	780万円	22.0%
620万円	442万円	28.7%	1050万円	827万5,000円	21.2%
640万円	458万円	28.4%	1100万円	875万円	20.5%
660万円	474万円	28.2%	1150万円	922万5,000円	19.8%
680万円	492万円	27.6%	1200万円	970万円	19.2%
700万円	510万円	27.1%	1250万円	1017万5,000円	18.6%
720万円	528万円	26.7%	1300万円	1065万円	18.1%
740万円	546万円	26.2%	1350万円	1112万5,000円	17.6%
760万円	564万円	25.8%	1400万円	1160万円	17.1%
780万円	582万円	25.4%	1450万円	1207万5,000円	16.7%

※. 給与所得控除額の割合は、小数点第1位未満四捨五入。

※. 本頁は、2009年9月1日現在の法令等に基づいています。

給与所得・公的年金所得換算表

給与所得・公的年金所得換算表

【給与所得金額換算表】

給与収入[A] (円)	給与所得控除後の所得金額 (円)
1 ～ 650,999	0
651,000 ～ 1,618,999	A - 650,000
1,619,000 ～ 1,619,999	969,000
1,620,000 ～ 1,621,999	970,000
1,622,000 ～ 1,623,999	972,000
1,624,000 ～ 1,627,999	974,000
※1,628,000 ～ 1,799,999	4,000円階差後 a × 60%
※1,800,000 ～ 3,599,999	4,000円階差後 a × 70% - 180,000
※3,600,000 ～ 6,599,999	4,000円階差後 a × 80% - 540,000
6,600,000 ～ 9,999,999	A × 90% - 1,200,000
10,000,000 ～	A × 95% - 1,700,000

※は、4,000円で除して小数点以下切り捨てて4,000円をかける→a

平成18年度より【公的年金等の所得金額換算表】

(平成18年度より改正されました。)

受給者が65歳以上		受給者が65歳未満	
公的年金等の収入金額	公的年金等の所得金額	公的年金等の収入金額	公的年金等の所得金額
330万円未満	収入金額 - 120万円	130万円未満	収入金額 - 70万円
330万円以上 410万円未満	収入金額 × 75% - 37.5万円	130万円以上 410万円未満	収入金額 × 75% - 37.5万円
410万円以上 770万円未満	収入金額 × 85% - 78.5万円	410万円以上 770万円未満	収入金額 × 85% - 78.5万円
770万円以上	収入金額 × 95% - 155.5万円	770万円以上	収入金額 × 95% - 155.5万円

平成17年度以前【公的年金等の所得金額換算表】

受給者が65歳以上		受給者が65歳未満	
公的年金等の収入金額	公的年金等の所得金額	公的年金等の収入金額	公的年金等の所得金額
260万円未満	収入金額 - 140万円	130万円未満	収入金額 - 70万円
260万円以上 460万円未満	収入金額 × 75% - 75万円	130万円以上 410万円未満	収入金額 × 75% - 37.5万円
460万円以上 820万円未満	収入金額 × 85% - 121万円	410万円以上 770万円未満	収入金額 × 85% - 78.5万円
820万円以上	収入金額 × 95% - 203万円	770万円以上	収入金額 × 95% - 155.5万円

2 公的年金等に係る雑所得の金額の計算方法

公的年金等に係る雑所得の金額は、下記の表により算出します。

公的年金等控除額は、年金を受け取る人の年齢により次のように定められています。下記速算表の該当箇所において、(a)に(b)を乗じ、(c)を控除した残額が、公的年金等に係る雑所得の金額です。

公的年金等に係る雑所得の速算表(平成17年分以後)

年金を受け取る人の年齢	(a)公的年金等の収入金額の合計額	(b)割合	(c)控除額
65歳未満	(公的年金等の収入金額の合計額が700,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。)		
	700,001円から1,299,999円まで	100%	700,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円
65歳以上	(公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。)		
	1,200,001円から3,299,999円まで	100%	1,200,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円

(注) 例えば65歳以上の人で「公的年金等の収入金額の合計額」が350万円の場合には、公的年金等に係る雑所得の金額は次のようになります。
 $3,500,000円 \times 75\% - 375,000円 = 2,250,000円$

県 営 住 宅 入 居 申 込 書

令和 年 月 日

愛媛県東予地方局長 様

住 所 〒794-8502 今治市〇〇町〇丁目〇—〇

〇〇ハイツ〇〇号室

(◎アパート等は部屋番号まで記入してください)

ふりがな えひめ たろう
申込者 氏 名 愛媛 太郎 (印)

電話番号 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

(区分 自宅・勤務先・携帯電話)

(◎昼間に連絡が取れる電話番号を記入してください)

・複数団地の希望が可能です。
ただし、最も早く空き家となった団地の
みを案内します。
・単身の場合は、入居できない住宅の型が
あります。(6ページ参照)
・申込後の変更は認められません。

希 望 事 項

一般県営住宅

今治地区

※受付

住宅区分

地区別

団地名

唐子・今治西・近見西・今治東・松木・桜井

構 造

中層耐火・高層耐火

間取り

2DK・2LDK・3DK・3LDK・4DK

階 数

1階希望 有・無

老人世帯(60歳以上)についてはどちらかに○をつけてください。(6ページ参照)

※申込区分

一 般

特
目
A

車椅子用

特

老 人

心身障害者

母子又は父子

目

多 子

大家族

B

DV被害者

災害被災者

犯罪被害者

ハンセン病

単 身

入居しようとする親族

申込者との続柄	ふりがな氏名	生年月日及び年齢	職業及び勤務事業所名	備考
本人	えひめ たろう 愛媛 太郎	大(昭)平50年 6月7日 (45歳)	〇〇商事(株)	障害2級
妻	えひめ はなこ 愛媛 花子	大(昭)平52年 8月9日 (43歳)	スーパー〇〇	
長男	えひめ いちろう 愛媛 一郎	大・昭(平)19年12月3日 (13歳)	〇〇中学1年	収入の控除等に関係する事項があれば記入
		大・昭・平 年 月 日 (歳)		
		大・昭・平 年 月 日 (歳)		
		大・昭・平 年 月 日 (歳)		
合計	3人	入居する親族以外の扶養親族名	愛媛 夢子(長女〇〇大学1年〇〇県在住)(19歳)	(歳)

必ずふりがなを記入してください。

短時間のパートやアルバイトでも収入があれば記入

住宅を必要とする理由

現在〇〇に住んでいるが、〇〇が〇〇なので〇〇。

- 【次を参考に住宅に困っている理由を具体的に記入】
- ・他の世帯と同居している。
- ・保安上危険あるいは衛生上有害な住宅に住んでいる。
- ・高額な家賃を支払っている。

実態調査

入居はしないが、税法上の別居扶養親族がいれば記入

査

判定

注 1 記名押印に代えて署名することができる。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。
 3 申込者の電話番号区分・団地名・構造・間取り・階数の欄は、該当するものを○で囲むこと。
 4 入居資格自己チェック1(入居資格)を併せて提出してください。特目住宅Aへの入居資格があり、かつ入居を希望される方、又は特目Bへの優遇入居資格がある方は入居資格自己チェックリスト2(優遇入居資格)も提出してください。

入居資格を満たさない（入居できない）事例集

番号	想定される事例
1	（裁量世帯、子育て世帯） 同居人が入居申込時は未就学児童だったのに、案内時には小学校就学の始期に達したことにより、裁量世帯で無くなったため、案内時に収入基準において入居資格が無くなった。（世帯全員の総所得月額が 158,000 円超 214,000 円以下の場合）
2	（裁量世帯、高齢者世帯） 入居者が 60 歳以上の者の場合で、同居人が案内時に 18 歳以上になったことにより、裁量世帯で無くなったため、収入基準において入居資格が無くなった。（世帯全員の総所得月額が 158,000 円超 214,000 円以下の場合）
3	（裁量世帯全般、子育て、高齢者、障害者） 裁量階層となる対象の入居者又は同居者が、申込の後、案内時まで死亡してしまっただこと等により裁量世帯から外れ、収入基準において入居資格が無くなった。（世帯全員の総所得月額が 158,000 円超 214,000 円以下の場合）
4	（収入増による入居資格要件外 1） 申込時には、直近の所得証明（市町村発行）により自主的に入居基準を確認した結果、収入基準を満たしていたが、入居案内時には所得証明が更新され、その結果、収入基準を満たさなくなり、入居資格が無くなった。
5	（収入増による入居資格要件外 2） 入居案内時点で、同居者が増えて（Uターン等）、世帯全体の所得が増加したことにより収入基準を満たさなくなり、入居資格が無くなった。
6	（控除額の減少による入居資格要件外 1） 入居案内時に同居者が減ることにより（結婚等で別居）、扶養親族控除額が減少したために、収入基準を満たさなくなり、入居資格が無くなった。
7	（控除額の減少による入居資格要件外 2） 案内時に同居者が高校を卒業して就職、想定年収が 103 万円（所得が 48 万円）以上となったため、16 歳以上 23 歳未満の年齢控除額を控除できなくなった結果、収入基準を満たさなくなり、入居資格が無くなった。
8	（控除額の減少による入居資格要件外 3） 案内時に同居者が 23 歳になったため、16 歳以上 23 歳未満の年齢控除額を控除できなくなった結果、収入基準を満たさなくなり、入居資格が無くなった。
9	（単身入居資格要件外 1） 申込時には夫婦であったが、入居案内時には離婚して単身となり入居資格要件を満たさなくなった。（入居者が単身入居が可能な場合を除く）
10	（単身入居資格要件外 2） 申込時には生活保護受給を受けていた単身者が案内時に受給を外れたため、入居資格要件から外れた。（生活保護受給以外の理由により単身入居が可能な場合を除く）
11	（単身入居資格要件外 3） 申込時には婚約しており、3ヶ月以内に結婚する予定であったが、入居案内時には結婚していないので、入居資格要件を満たしていない。
12	入居案内時現在、他の公営住宅に住んでいた事が判明したので、入居資格要件を満たしていない。
13	入居案内時に、持ち家があることが判明したので、入居資格要件を満たしていない。
14	入居案内時に、不自然な同居人がいることが判明したので、入居資格要件を満たしていない。（遠戚、他人） ※単身入居可能者を除く。
15	単身入居者で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められるので、入居資格要件を満たしていない。

県 営 住 宅 入 居 申 込 書

令和 年 月 日

愛媛県東予地方局長 様

住 所 〒

(◎アパート等は部屋番号まで記入してください)

ふりがな
申込者 氏 名

(印)

電話番号

(区分 自宅・勤務先・携帯電話)

(◎昼間に連絡が取れる電話番号を記入してください)

希 望 事 項		※受付				
住宅区分	一般県営住宅		※申込区分	一 般		
地区別	今治地区	特目A		車椅子用		
団地名	唐子・今治西・近見西・今治東・松木・桜井	特目B		老 人		
構造	中層耐火・高層耐火			心身障害者		
間取り	2DK・2LDK・3DK・3LDK・4DK			母子又は父子		
階 数	1階希望 有 ・ 無			多 子		
				多家族		
			DV被害者			
			災害被災者			
			犯罪被害者			
		ハンセン病				
		単 身				
入居しようとする親族	申込者との続柄	ふりがな氏名	生年月日及び年齢		職業及び勤務事業所名	備考
	本人		大・昭・平・令 年 月 日 (歳)			
			大・昭・平・令 年 月 日 (歳)			
			大・昭・平・令 年 月 日 (歳)			
			大・昭・平・令 年 月 日 (歳)			
			大・昭・平・令 年 月 日 (歳)			
			大・昭・平・令 年 月 日 (歳)			
	合計	人	入居する親族以外の扶養親族名		(歳)	(歳)
住宅を必要とする理由			※ 審 査			
			実態調査			
			判定			

- 注 1** 記名押印に代えて署名することができる。
注 2 ※印の欄は、記入しないこと。
注 3 申込者の電話番号区分・団地名・構造・間取り・階数の欄は、該当するものを○で囲むこと。
注 4 入居資格自己チェック1(入居資格)を併せて提出してください。特目住宅Aへの入居資格があり、かつ入居を希望される方、又は特目Bへの優遇入居資格がある方は入居資格自己チェックリスト2(優遇入居資格)も提出してください。

■入居資格自己チェックリスト 1 (入居資格)

該当する項目にチェック をして下さい。

- ※1 の全ての要件を満たす必要があります。
- ※2 申し込みをする際に、申込書と一緒に提出してください。
- ※3 優遇入居資格による入居を希望する場合(該当者のみ)は、必ず入居資格自己チェックリスト 2 (優遇入居資格) も一緒に提出してください。提出が無い場合は、入居資格審査(許可)時点で、一般入居世帯として案内しますのでご注意ください。

このチェックリストにより入居資格があると申告された方は、入居申込を受付します。抽選会等による補欠入居順位が到来し、入居案内を行う時に、入居資格の本審査を行います。その際には、住民票、所得証明等の入居資格審査用の書類を提出いただき、資格要件を満たした場合のみ、入居を許可することとなりますので、ご了承ください。

申込者氏名	
-------	--

いずれか

<input type="checkbox"/>	同居親族がいる。(内縁関係に有る方および婚約者を含みます。)
<input type="checkbox"/>	同居親族はいないが、下記のいずれかの要件を満たしている。 (該当する要件を○で囲んでください。)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 60 歳以上 ・ 身体障害者の方 (1 級～4 級) ・ 精神障害者の方 (1 級～3 級) ・ 知的障害者の方 (療育手帳の交付を受けうる程度) ・ 生活保護法に規定する被保護者等 ・ 戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・ ハンセン病療養所入居者 ・ 原子爆弾被爆者の方 ・ 海外引揚者 ・ DV 被害者等
<input type="checkbox"/>	入居申込者及び同居親族の収入が収入基準に適合する。(参考)
<input type="checkbox"/>	現に住宅に困窮している。 (該当する要件を○で囲んでください。)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間賃貸住宅居住 ・ 親族の家に居住 ・ その他 (詳しく記入して下さい。)
	※持ち家や公営住宅に居住している方は入居資格がありません。
<input type="checkbox"/>	入居申込者及び同居親族は暴力団ではない。

(参考) 所得月額が次の額以下であること

一般世帯	158,000 円/月以下
高齢者・子育て・障害者等 (裁量世帯)	214,000 円/月以下

所得月額 (本人の年間所得金額+同居親族の年間所得金額-控除額合計) ÷ 12

控除の種類と控除額

控除の種類	控 除 額	備 考
同居・扶養親族控除	1人につき 38 万円	申込者を除く同居親族若しくは扶養親族の方
老人扶養控除	〃 10 万円	所得税法上の扶養親族で 70 歳以上の方
特定扶養親族控除	〃 25 万円	〃 16～22 歳の方
寡婦控除	〃 27 万円※	所得税法上の寡婦の方
ひとり親控除	〃 35 万円※	所得税法上のひとり親の方
障害者 (一般)	〃 27 万円	障害者手帳 3～6 級
障害者 (特別)	〃 40 万円	障害者手帳 1、2 級
振替基礎控除	〃 10 万円※	給与所得または公的年金所得に係る雑所得がある方

※その人の所得から控除 (寡婦控除は所得が 27 万円未満、ひとり親控除は所得が 35 万円未満及び振替基礎控除は所得が 10 万円未満の時はその額)

注) 裁量世帯の区分や各種控除の詳細については、入居申込案内書を十分にお読みの上、記入して下さい。

■入居資格自己チェックリスト2（優遇入居資格）

該当する項目にチェック を記入して下さい。

※1 申し込みをする際に、申込書と一緒に提出してください。（該当者・希望者のみ）

※2 優遇入居資格のうち、60歳以上の年齢要件は抽選日現在、それ以外の資格は申込日現在で判定のうえ、ご記入ください。

このチェックリストにより、優遇入居資格があると申告された方は、入居案内を優遇入居ルールに基づき行ないます。

ただし、入居案内時の入居資格の本審査において、優遇入居資格を証明する書類を提出いただき、優遇入居資格が無いことが判明した場合は、優遇入居の案内を取り消し一般世帯としての入居案内に変更する場合がありますので、ご了承ください。

申込者氏名	
-------	--

（特定目的住宅Aへの優遇入居資格）

車椅子用住宅（次のいずれかに該当する方がいる世帯）

両下肢、体幹、もしくは移動機能等の障害の程度が4級以上で、現に車椅子を使用する必要がある方

身体の機能の障害を重複して有し、現に車椅子の使用が必要な方

シルバーハウジング住宅（次のすべてに該当する世帯）

・60歳以上の老人単身世帯又は老人のみからなる世帯若しくは、老人夫婦（いずれか一方が60歳であれば足りる）のみからなる世帯

・自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため、独立して生活するには不安があると認められる者

・家族による援助が困難な者であること。

子育て世帯用住宅（次に該当する世帯）

・小学校就学前の子がいる世帯（入居継続可能期間：子が中学校を卒業するまで）

（特定目的住宅Bへの優遇入居資格）

60歳以上の方がいる世帯（老人世帯）

次のいずれかの心身障害者がいる世帯（心身障害者世帯）

・身体障害者福祉法に基づく身体障害者（1級から4級）

・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者（1、2級）

・知的障害者福祉法に基づく知的障害者（重度、中度）

ハンセン病療養所入所者等世帯

母子又は父子家庭の世帯（母子世帯又は父子世帯）

18歳未満の子供が3人以上いる世帯（多子世帯）

DV被害者世帯

入居者が5人以上の世帯（大家族世帯）

災害被災者世帯

災害による全壊、半壊、床上浸水以上の水害被害に伴う取り壊し又は継続居住が危険な状態となるなどしてその住宅に住めなくなった世帯（上記の被災に伴い仮住宅に居住しており、自宅がない又は自宅の再建や修復が困難で自宅に住めない世帯を含む。）

次の犯罪被害に該当する世帯（犯罪被害者等世帯）

・犯罪により主たる収入者が亡くなった

・犯罪により住宅が著しく損壊し、居住し続けることが困難

・現在居住している住宅で重要犯罪（殺人・強盗・放火・強姦・略取・誘拐・強制わいせつ）が行われた

・ストーカー行為等により現在居住している住宅に居住することができない

県営住宅では、いわゆる住宅弱者を優遇入居世帯として、一般世帯より入居出来やすくなるよう配慮しています。（特定目的住宅）

特定目的住宅には、車椅子用住宅、シルバーハウジング住宅、子育て世帯用住宅、特定の世帯しか入居出来ない条件を付した住宅（特定目的住宅A）、その他住宅のうち優遇世帯向けの住宅として設定する住宅（特定目的住宅B）の2種類があります。【地方局、土木事務所単位では一部しかない場合があります】

誓約書・同意書

申込者及び同居しようとする親族は、県営住宅の入居申込にあたり、次の事項について誓約・同意します。

- 1 申込者及び同居しようとする親族は現在及び将来にわたって、暴力団員には該当しないことを誓約します。
- 2 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないことの確認のため、関係機関に照会されることに同意します。
- 3 入居後において、入居者（申込者）又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、県営住宅を明け渡すことを誓約します。

年 月 日

申込者 _____ 印

以下の同居者が上記1～3のことを誓約・同意することに申込者が一切の責任を負います。

申込者 _____ 印

同居者 _____

同居者 _____

同居者 _____